

第 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成30年2月2日(金)

開会 午後3時00分

閉会 午後3時40分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 3番 福田 義晴

14番 山口 光壽

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	末吉亜紀		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第6号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1件)
議案 第7号	農地法第5条の申請について	(4件)
議案 第8号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第9号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第10号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について (利用権設定 通年 22件)	

8. 報告事項

報告 第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	(2件)
報告 第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	(1件)
報告 第6号	農地の形質変更工事計画変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶)</p>																								
議長	<p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 福田義晴 委員、14番 山口光壽 委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 806 1428 1243"> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について利用権設定</td> <td>通年 22件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1377 1428 1691"> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第5号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第6号</td> <td>農地の形質変更工事計画変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第6号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件	議案第7号	農地法第5条の申請について	4件	議案第8号	農地法第4条の申請について	1件	議案第9号	農地法第3条の申請について	5件	議案第10号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について利用権設定	通年 22件	報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件	報告第6号	農地の形質変更工事計画変更届出について	1件
議案第6号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件																							
議案第7号	農地法第5条の申請について	4件																							
議案第8号	農地法第4条の申請について	1件																							
議案第9号	農地法第3条の申請について	5件																							
議案第10号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について利用権設定	通年 22件																							
報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件																							
報告第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件																							
報告第6号	農地の形質変更工事計画変更届出について	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1番と 議案第7号 農地法第5条の申請5番については同一案件となりますので、あわせて事務局から説明をお願いします。</p>																								

事務局	<p>議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件と議案第7号 農地法第5条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、1番と議案の2ページ、5番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図変更前と変更後が3ページ、断面図が4ページから9ページ、平面図が10ページ、11ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅、事務所、倉庫及び資材置場を建設するための申請です。</p> <p>この案件につきましては、申請者が平成28年に会社事務所及び一般住宅建設で5条許可を受けられておりましたが、新規事業の拡大等により早急に資材置場を確保しなければならなくなったことで、当初計画していた会社事務所及び住宅用地に隣接した土地を購入し、資材置場を含めた計画に変更することとなったため、今回、農地転用後の事業計画変更承認申請と5条申請を同時に提出されております。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のi、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場から概ね300m以内に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図、平面図が14ページになります。</p>
-----	--

事務局	<p>申請地は、大川内町小石原地区です。</p> <p>借受人が、地区のコミュニティーの場として小動物飼育施設を建設するための申請です。</p> <p>すでに、小動物飼育施設を建設し利用していることについて始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図が15ページ、字図が16ページ、土地利用計画図が17ページ、断面図が18ページ、平面図が19ページになります。</p> <p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、8番になります。</p>
-----	--

事務局	<p>図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、土地利用計画図が22ページ、平面図が23ページになります。</p> <p>申請地は、山代町立岩地区です。 借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件と 議案第7号 農地法第5条申請4件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、事業計画変更承認申請1番と農地法第5条5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>この件につきましては、先に隣接地の許可をいただいております。ところが新規事業で資材置き場が必要になるとのことですが、その場所がなかなか決まらないということでしたが、前回の許可地の隣でと計画されております。また、現事務所等が〇〇〇〇〇の予定地でもございまして、その関係で移転をされます。地域の方、区長さん、生産組合長さん達も了解されておりますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>

5 番委員	<p>〇〇〇の区長さんがお見えになられまして、これは小屋が出来てから見えられました。そのため始末書も添付されております。〇〇〇区の区長さんが代表になっておられます。〇〇〇区でコミュニティ行事があるときは、子供たちとかが小動物とのふれあいを行う場所として利用されます。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>6 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、7 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>この場所は、〇〇〇の〇〇〇の裏です。周りは宅地になってしまっています。何も問題になるような所ではございません。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたし、隣接者の印鑑もありました。私も印鑑を打ちました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>7 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、8 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
8 番委員	<p>この件につきましては、〇〇さんの息子さんが自宅前に家を建てたいということで申請がありました。〇〇さんからお願いしますと来られて、私も見に行ったんですけども、区長さんも来ておられました、問題ないと思っております。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>8 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1 件と農地法第 5 条の申請 4 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 8 号 農地法第 4 条の申請 1 件について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 8 号 農地法第 4 条の申請 1 件について御説明します。</p> <p>議案の 3 ページ、4 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 2 4 ページ、字図が 2 5 ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町煤屋地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>農地区分は、第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 8 号 農地法第 4 条の申請については以上 1 件です。</p>
議長	<p>それでは、4 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
11 番委員	<p>場所は 2 4 ページに書いてあると思いますが、今の〇〇〇〇〇の下をずっと直線道路を北のほうに行きますと、右手の山の奥になります。国道から見えますが、ここに本人さんが体が悪いということで入退院を繰り返しておられまして、ヒノキを植えたいということなので、要望がっておりますので、私と生産組合長さんが話し合っ、押印をしております。周辺は棚田になっておりますので、周辺については問題ないと判断しましたので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>4 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	<p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第9号 農地法第3条の申請5件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号 農地法第3条の申請5件について説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>12番から16番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページからを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、議案第9号 農地法第3条の申請5件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第10号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年22件について、御説明します。</p> <p>議案の5～7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が14名、貸付人が22名で、面積は、田が67,943㎡、畑が1,609㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは</p>

事務局	<p>明細書に記載しているとおりで。申出書を 8～19 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 22 件です。</p>
議長	<p>議案第 10 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 22 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第 10 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 22 件については申出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項通知の受理 2 件について御説明します。</p> <p>議案は 20 ページを御覧ください。</p> <p>4 番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借される予定です。</p> <p>5 番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は耕作者を探す予定で、貸付申出書を提出されています。</p> <p>報告第 4 号については以上 2 件です。</p>

議長	<p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出1件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出1件について説明します。</p> <p>議案の21ページの1番になります。</p> <p>図面は、案内図が26ページ、字図、土地利用計画図が27ページになります。</p> <p>申請地は木須東地区です。</p> <p>申請人が農業用倉庫を作るための届出になります。</p> <p>報告第5号の1番については以上です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>申請人ご本人からご依頼がありまして、私も現場を確認いたしました。それと、区長さん生産組合長さん、隣接者の印鑑もきちんと押されていて、農業用倉庫の建設に関して何の支障もないところだと判断いたしました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
14番委員	<p>農業用倉庫はいいのですが、ちょうどギリギリのところに道路の買収にあたるのではないですか。</p>
12番委員	<p>それには、あたりません。</p>
議長	<p>他に、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして報告第6号 農地の形質変更工事計画変更届1件について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第6号 農地の形質変更工事計画変更届出1件について御説明します。</p> <p>議案の22ページ、4番になります。</p> <p>申請地は大川町駒鳴地区です。</p> <p>盛土用の土の搬入不足により工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第6号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第6号 農地の形質変更工事計画変更届出1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第2回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>